

(様式 1)

平成 25 年 4 月 4 日

長久手市教育委員会 御中

申請者 住所 名古屋市中村区椿町 12-7
団体名 NPO 法人こころとまなびどっとこむ
代表者氏名 理事長 西尾公男
連絡先電話番号 052-452-1136

後援名義の使用について (依頼)

下記のとおり行事を開催しますので、後援名義使用を承認してください。

記

行 事 名	不登校・ひきこもり・高齢者介護 ～地域寄り添い相談会～
行 事 の 目 的	地域の不登校・ひきこもり・高齢者介護者の孤立防止
主 催	NPO 法人こころとまなびどっとこむ、共催：長久手市社会福祉協議会
その他の後援依頼先	愛知県・愛知県教育委員会・長久手市・長久手市教育委員会・瀬戸市・瀬戸市教育委員会・尾張旭市・尾張旭市教育委員会
開催の期日	平成 25 年 6 月 1 日 (土) 13 時～16 時 30 分
開催の場所	長久手市ボランティアプラザ
入 場 料	無料
対 象 者	一般、学生、その他
前回の開催日	平成 24 年 11 月 3 (土) 会場：尾張旭市総合体育館 1 日元気スクール
内 容	不登校ひきこもりの体験談発表・グループシェア・個別相談会

※ 新規申請の場合は、会則・会員名簿・予算書・沿革等を添付すること。

※ 学生の発表会は、学校の発行するクラブ証明書を添付すること。



長久手市教育委員会の後援、推薦審査基準

(不登校・ひきこもり・高齢者介護～地域寄り添い相談会～)

審 査 項 目		判断 (事務局が該当に○印)	
		適	否
催し物の内容	目的が明確なものか	○	
	時代の進歩に応じているものか	○	
	生活、経験、興味に即しているものか	○	
	教養を高め、文化の向上に資するものか	○	
	豊かな情操を養うものであるか	○	
催し物の目的その他	営利を目的としていないか	○	
	有料である場合、料金が社会情勢に即しているか		
	公序良俗に反するおそれがないか	○	
	商業的又は政治的な宣伝を意図するものでないか	○	
	社会的悪影響を及ぼすおそれのないものであるか	○	
	映画等は、国・地方公共団体又は教育委員会の後援又は推薦があるか		
	市民を対象とするものであり、一地区に限らず、会場が適切であるか	○	
	有料で後援申請をする場合、国又は地方公共団体の主催又は後援のものであること又は公共的団体が主催するものであること		
	申請時において、料金や催し物の内容が明確になっているか	○	
主催者について	特定の政治団体に関するものでないか	○	
	特定の宗教団体に関するものでないか	○	
	存在及び組織が明確で、事務遂行能力が十分あると判断できるか	○	

実施日：平成 25 年 6 月 1 日（土）
会場／長久手福祉の家

「不登校・ひきこもり・高齢者介護フォーラム&寄り添い相談会」

収支予算書

収 入 団体負担金 24,000 円（主催団体運営資金より）

合 計 24,000 円

支 出 講師謝礼 15,000 円

消 耗 品 6,000 円（カラーペーパー、封筒代）

需 要 費 3,000 円（ちらし、資料印刷費）

合 計 24,000 円

差引残高 0 円

※参加費無料

※講師謝礼内訳

基調講演：加藤勝氏（長久手市社会福祉協議会長）※共催につき無料

経験談：不登校経験者（本人又は母親）5000 円

経験談：ひきこもり経験者（本人又は母親）5000 円

経験談：高齢者介護経験者（家族）5000 円

※使用料（会場費）長久手市社会福祉協議会共催により無料

実施要項

事業名 「不登校・ひきこもり・高齢者介護」～地域寄り添い相談会～
テーマ ひとりで悩まないで、不安感、孤独感をみんなで考えましょう！
主催／共催 NPO 法人ころとまなびどっとこむ／長久手市社会福祉協議会
後援（予定） 愛知県、愛知県教育委員会、長久手市、長久手市教育委員会
瀬戸市、瀬戸市教育委員会、尾張旭市、尾張旭市教育委員会
日時 平成 25 年 6 月 1 日（土）13 時 00 分～16 時 30 分
場所 長久手市ボランティアプラザ（長久手市前熊下田 171 福祉の家内）
対象 不登校・ひきこもり・高齢者介護で悩むご家族 100 名程（うち個別相談 15 組）
内容 体験談発表、グループシェア、個別相談

12:15 開場（受付開始）

13:00 主催者挨拶

13:05 基調講演（30 分）加藤勝 氏（長久手市社会福祉協議会長）

13:35 体験談発表（30 分）

① 不登校経験者（本人又は保護者）のお話（10 分）

② ひきこもり経験者（本人又は保護者）のお話（10 分）

③ 高齢者介護経験者のお話（10 分）

14:05 休憩（10 分）

14:15 グループシェア（90 分）

① 不登校でお悩みの方のグループ

② ひきこもりでお悩みの方のグループ

③ 高齢者介護でお悩みの方のグループ

14:30 第 3 部相談会

① 不登校相談

② ひきこもり相談

③ 高齢者介護相談

15:45 グループシェア終了

16:00 相談会終了

17:00 撤収

申込 NPO 法人ころとまなびどっとこむ

〒453-0015 名古屋市中村区椿町 12-7 TEL 052-452-1136

参加費 無料

＊ 平成25年6月1日(土)13時～

無料

～地域寄り添い相談会～

不登校・ひきこもり・高齢者介護

地域の“困った”を一緒に考えませんか？

＊ 第1部 基調講演と体験談発表60分(13:05～14:05)

「ひとりで悩まないで！」

不安感・孤独感をみんなで考えましょう！」

基調講演 加藤勝氏(長久手市社会福祉協議会長)

体験談発表「不登校・ひきこもり・高齢者介護の経験者のお話」

＊ 第2部 グループシェア90分(14:15～15:45)

ひとりで悩まないで！ ひとりじゃないと思える空間がここにあります。」

＊ 第3部 個別相談会90分(14:30～16:00)

「1組45分(無料) / 定員15組 ※予約が必要です。」(下記)

開催日時: 平成25年6月1日(土)13時～16時30分

定員: 100名(応募者多数の場合は当日の先着順です。)

参加費: 無料

対象: 不登校・ひきこもり・高齢者介護で困っている方、関心のある方

会場: 長久手市福祉の家 2F集会場(長久手市前熊下田171)

申込方法: 電話、FAX、E-mailでお申込み下さい。(下記)

5月31日(金)締切 当日の参加も可能です。

主催/共催: NPO法人こころとまなびどっとこむ/長久手市社会福祉協議会

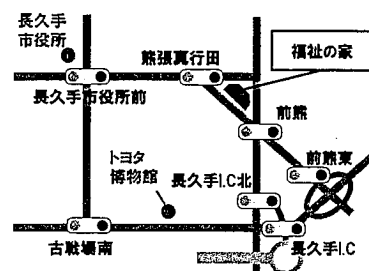
後援(予定): 愛知県、愛知県教育委員会、長久手市、長久手市教育委員会

尾張旭市、尾張旭市教育委員会、瀬戸市、瀬戸市教育委員会



会場地図: 福祉の家

(公共交通機関をご利用ください)



長久手市前熊下田171

TEL: 0561-64-6500

不登校・ひきこもり・高齢者介護相談会＜参加申し込み書＞

参加者氏名	連絡先(電話)	〒住所	相談希望
			あり・なし
			あり・なし

※定員を超えた場合及び相談希望の方のみご連絡致します。連絡がない場合は会場にお越しください。

申込FAX: 052-452-1138

主催/共催



[NPO法人]

こころとまなびどっとこむ



社会福祉法人

長久手市社会福祉協議会

TEL: 052-452-1136

E-mail: info@f-kokorotomanabi.com

TEL: 0561-61-3434 (ボランティアセンター)

E-mail: nagabora@hm7.aitai.ne.jp

別紙

役 員 名 簿

団体役職名	氏 名	住 所	電話番号
理 事	西尾公男		
理 事	梶 俊之		
理 事	尾崎昭房		
理 事	井戸明博		

沿 革

2003 年（平成 15 年）10 月 NPO 法人こころとまなびどっとこむ設立

「電話相談」から活動を開始する。その後相談会、講演会と活動を広げる中で他団体との関係構築および行政との協働に努める。

2007 年 4 月フリースクール開設。現在までに 100 名ほどの中学生の居場所を提供してきた。

【目的】この法人は、何らかの事由により本人が必要と考えている教育を修めていない青少年等に対して、進路相談に応じ、教育機関の紹介、教育情報の提供に関する事業を行うとともに、フリースクールの運営及び遊びの学校を行い、カウンセリングを必要とするものに対してはカウンセリング等とおして心理支援をする事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

1、概要

愛知県を中心に、不登校児童等の進路相談事業、心理支援事業、フリースクール事業、遊びの学校事業の4つの特定非営利活動を行い、青少年等の健全育成に寄与することを目的として活動しています。

具体的には、進路相談事業と心理支援事業は、電話相談、相談会・講演会等を開催しています。

また、フリースクールは、中学生の不登校生に対して、居場所の提供と学校復帰を支援しています。

さらに、困難を抱える子ども若者の支援について、関係機関・団体とのネットワークを構築する活動を行っています。

2、事業内容

フリースクール事業では、学習指導、仲間づくり、ものづくり・体力づくりのプログラムを中心に学校復帰の支援事業を行っています。また、コミュニケーションスキルをアップさせるために、ソーシャルスキルコミュニケーションをとりいれました。さらにキャリア教育を充実させ、職場見学、本職の方をお招きしての体験プログラムなど、子どもの将来の選択肢を拡げる材料を、数多く提供したいと考えています。

進路相談・心理支援事業については、フォーラム開催と共に相談会を行い、現状の悩みや子どものころについての相談を実施し、子どもへの対応と保護者の関わり方や家族関係などについてアドバイスを行うと共に、進路についても情報を提供いたしました。また、随時電話相談と面接相談をおこない、更に他団体と協働して相談会を行い困難を抱える子ども・若者とその家族に対する支援を行ってきました。

また、不登校の子どもをお持ちの保護者を対象としたイベント、『こころとまなび不登校フォーラム』や、津島保健所、春日井保健所、一宮保健所、なごや若者サポートステーション、ちた若者サポートステーション、安城若者サポートステーション、とよはし若者サポートステーション、がまごおり若者サポートステーション、いちのみや若者サポートステーションと不登校・ひきこもり・就労サポートのイベントを共催で行い、「家族が変われば子どもが変わる」というテーマを掲げ、不登校を乗り切った子どもや保護者の体験発表、パネルディスカッションなどで不登校に対する理解を深め、不登校問題に詳しい学校心理士の方を招いて、同様の悩みを持つ親同士が学び合い、つながるための機会を提供してまいりました。

また、長久手市、尾張旭市、瀬戸市地域においては、平成 19 年より、遊びの学校事業として、身体を使った親子空手教室や親子剣玉教室などを行い、親と子の遊びを通して、親子の絆作りを支援し青少年の健全育成を目的に継続して開催しています。

3、今後について

困難を抱える青少年の支援のためのネットワークづくりにつとめ、関係機関と協働しながら、引き続き電話相談、相談会・講演会、フリースクール事業を進めてまいります。

4、詳細

利用時間：9:00～17:00 月火水木金（日・祝休み）※フリースクールは 10:00～13:00 月水金土（日・祝休み）

支援対象：学齢期（小・中・高）を中心とした子ども・若者とその家族※フリースクールは中学生中心

利用料金：フォーラム・シンポジウム・相談会（電話相談、個別相談）などの参加費無料

※フリースクール：月会費 3 万円、入会金 2 万円

特定非営利活動法人 こころとまなびどっとこむ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人こころとまなびどっとこむという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中村区椿町12番7号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、何らかの事由により本人が必要と考えている教育を修めていない青少年等に対して、進路相談に応じ、教育機関の紹介、教育情報の提供に関する事業を行うとともに、フリースクールの運営及び遊びの学校を行い、カウンセリングを必要とするものに対してはカウンセリング等をとおして心理支援をする事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 無償で、青少年等に対して、進路相談に応じ、教育機関の紹介、教育情報の提供に関する事業
 - ② 無償で、青少年に対する心理支援事業
 - ③ 現在の学校に何らかの理由により登校できない子どものためのフリースクール運営事業
 - ④ 遊びの学校を開催し、人間関係の自然な形成を促すと共に、健全な人格形成に資する事業
 - ⑤ 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(2) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、活動に協力する個人および団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 20 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名または記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類

は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり翌年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

以上 定款本文全文

細則省略